

2016年中国税関知的財産権保護状況

公表日：2017年4月20日

2016年は「第13次五か年」計画の1年目であり、知的財産分野の改革の深化、知的財産強国の建設の加速にとって重要な1年でもあった。全国税関は中国共産党第18回全国代表大会及び第18期中央委員会第3回、第4回、第5回、第6回全体会議の精神を深く学び、徹底し、中国共産党中央委員会、国務院の知的財産業務に関する意思決定・手配及び「新しい情勢下における知的財産強国の早急な建設に関する若干の意見」の要求に従い、全国知的財産権侵害・模倣粗悪品製販行為摘発業務指導者グループ及び国務院知的財産戦略実施業務部局間合同会議の組織的指導の下で、国の知的財産戦略及びイノベーション主導型発展戦略に焦点を当て、厳格な知的財産権保護は、特別取締り、体制の刷新、法執行の連携、企業をサポート、国際協力、宣伝などの各方面で著しい成果を収めた。

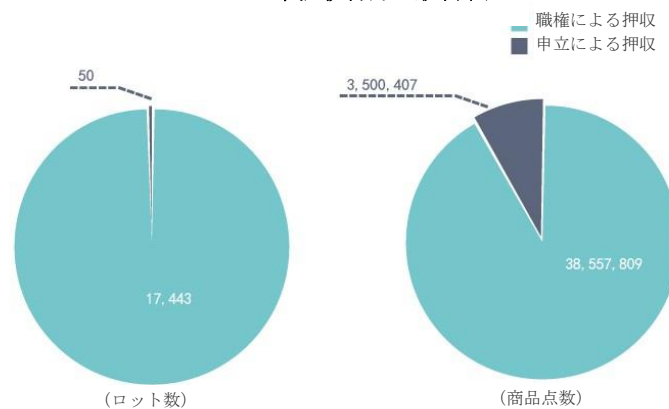
一. 法執行状況

2016年に、中国税関は法執行の効力をさらに向上させ、知的財産の国境における保護を継続的に強化し、通年で講じた知的財産権保護措置は計1万9,500回余り、実際に差し押さえた知的財産権侵害物品の疑いがある輸出入貨物は1万7,400ロット余り、権利侵害物品は4,205万8,200点余りに達した。侵害被疑貨物の差押には以下の特徴が見られた。

——**税関が職権により自発的に差し押さえたケースを主とする。**2016年に、税関が職権により自発的に差し押さえた侵害被疑貨物は通年で差し押さえたロット総数の約99%を占め、権利侵害物品は3,855万7,800点余りで、差し押さえた物品総数の約91.67%を占めた。税関が（申立人の）申請により差し押さえた侵害被疑貨物は50ロット、権利侵害物品は350万400点余りで、差し押さえた物品総数の約8.33%を占めた。（図1参照）

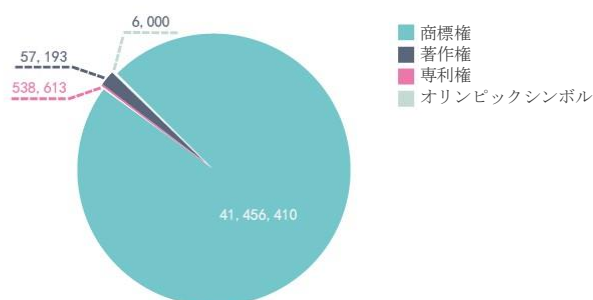
図1

2016年法執行方式統計表



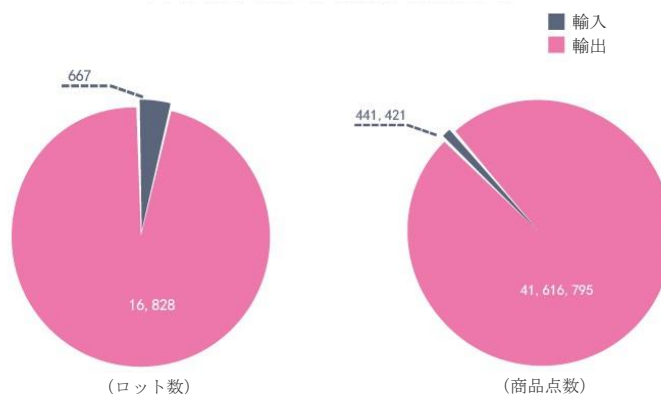
——商標権侵害物品を主とし、専利権侵害物品が継続的に増加した。2016年に、税関が差し押さえた侵害被疑貨物に係る知的財産権には、商標権、専利権、著作権などがあり、そのうち商標権侵害に係る物品は4,145万6,400点余りに達し、侵害被疑貨物総数の98.56%を占めた（図2参照）。しかし専利権侵害に係る商品は前年同期比で82.76%増加し、被害額も同期比で26.33%増加した。

図2 2016年中国税関が保護した知的財産権別統計表（商品点数）



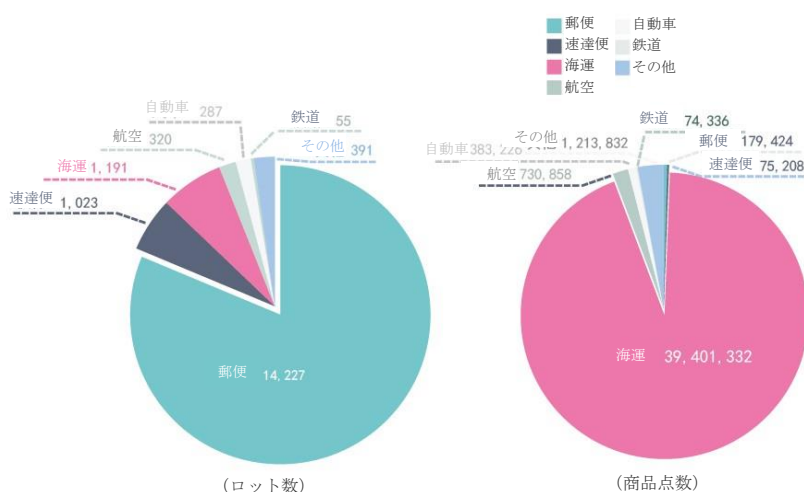
——大多数の権利侵害被疑貨物は輸出段階で差し押さえた。2016年に、中国税関が輸出段階で差し押さえた権利侵害被疑貨物は1万6,800ロット余りで、差し押さえたロット総数の96.20%を占めた。輸出段階で差し押さえた侵害被疑商品は4,161万6,700点余りで、差し押さえた商品総数の98.95%を占めた。（図3参照）

図3 2016年税関が輸出入段階で差し押さえた侵害品統計表



——海運及び郵便が侵害被疑貨物差押の主なルートである。2016年に、税関が海運ルートで差し押さえた侵害被疑商品は3,940万1,300点近くで、通年で差し押さえた商品総数の93.68%を占めた。国際郵便ルートで差し押さえた侵害被疑商品は計1万4,200ロット余りで、通年で差し押さえたロット総数の81.33%を占めた。（図4参照）

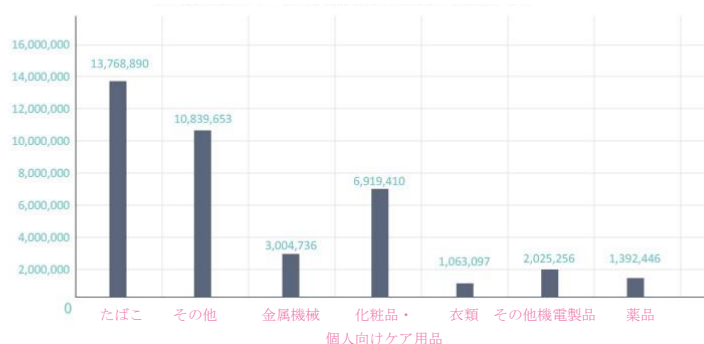
図 4 2016 年差し押さえた侵害品の輸送形態別統計表



——差し押さえた侵害被疑貨物は消費財を主とする。2016 年に、中国税関が差し押さえた侵害品は主にたばこ、化粧品、個人向けケア用品などが中心であった。2015 年に比べ、差し押さえた薬品類、食品・飲料類の侵害品の数量は大幅に増加し、通年で差し押さえた薬品類の侵害品は計 139 万 2,400 点余り、食品・飲料類の侵害品は 31 万 6,700 点余りで、それぞれ 37 倍、26 倍近く増加した。医療器械、ジュエリー、腕時計などの権利侵害被疑貨物は減少傾向を見せ、それぞれ同期比で 99.79%、89.85%、83.21%減少した。

(図 5 参照)

図 5 2016 年に税関が差し押さえた主な侵害品の品目別統計表



——国内企業の自主知的財産権を侵害する商品の差押点数が継続的に増加した。全国税関は国内企業の自主的知的財産権の保護を継続的に強化し、企業の「海外進出」戦略をサポート、支援した。通年で差し押さえた自主的知的財産権の侵害被疑貨物は 757 万 8,500 点余りで、同期比で 13.20%増加した。

——輸入段階で摘発した知的財産権侵害案件が増加傾向を見せた。2016 年に、中国税

関が輸入段階で差し押さえた知的財産権侵害品の点数は前年同期比で 33.60%増加し、侵害品の被害額は同期比で 536.89%増加した。中国税関が輸入段階で摘発した権利侵害違法行為は 10 年連続で増加傾向を見せた。

二. 特別取締活動

日常の法執行を実施するとともに、中国税関はさらに中国共産党中央委員会及び国務院の手配に基づき、法執行の現状を踏まえ、適切な時期に特別取締活動を実施し、危害性が高く、国内外の反響が大きい侵害行為の摘発に力を入れ、税関の環境を確実に浄化し、市場経済の正常な秩序を維持した。

——「中国製」の海外イメージを守るための「清風キャンペーン」を徹底して実施した。国務院の手配に基づき、2015 年に、アフリカ、アラブ諸国向け輸出侵害品の取締りを重点とするキャンペーンを実施し、段階的成果を収めた上で、メキシコ、アルゼンチンなどのラテンアメリカ諸国向け輸出侵害品を重点とした特別キャンペーンを実施し、侵害品の違法輸出活動の取締りを継続的に強化し、権利侵害違法活動が多発する状態を抑制した。上海税関が摘発したラテンアメリカ諸国向け輸出案件は 29 件で、差し押さえた侵害品は約 41 万点、金額にして約 244 万元であった。寧波税関が摘発したメキシコ、アルゼンチン向けなどの輸出案件は 33 件で、差し押さえた各種侵害品は約 581 万点、被害総額は約 592 万元であった。

——輸出用電動立ち乗り二輪車の知的財産権保護特別キャンペーンを実施した。中国の輸出用電動立ち乗り二輪車産業が直面する侵害及び無秩序競争の状況に対して、1 か月半の特別キャンペーンの実施を手配し、企業による自主的知的財産権の保護を指導した。キャンペーン期間中、全国税関が差し押さえた電動立ち乗り二輪車の侵害被疑貨物は計 28 ロットで、その商品点数は 1 万 2,766 台で、金額にして 1,300 万元余りであった。そのうち深セン税関が摘発した案件は 12 件、寧波税関が摘発した案件は 8 件、天津税関が摘発した案件は 5 件、黄浦税関が摘発した案件は 2 件、上海税関が摘発した案件は 1 件で、特許、実用新案、意匠などの知的財産権と関わるものであった。

——インターネット関連の権利侵害・模倣に対する特別取締りを継続的に推進した。越境電子商取引の小売・輸出入における権利侵害・模倣行為の取締りを強化し、インターネット上の侵害品の国際郵便、速達便ルートに対する特別法執行を実施し、新興の貿易業態の健全な発展を促進した。2016 年に全国税関が差し押さえた郵便、速達便ルートの侵

害案件のロット数は全案件のロット数の約 87%を占め、郵便及び速達便ルート「アリの引越式」(小口)の権利侵害・模倣が多発する状態を効果的に抑制した。

——**重大案件の手掛りのマネージメント及び取締りを強化した。**被害額が高く、社会的影響が大きく、国内消費者の生命・財産の安全に直接影響を及ぼす案件について、深く掘り下げ、手掛りの入手ルートを拡大し、重点的に取締りを実施し、法執行の範囲をさらに拡大し、掘り下げた。例えば、税関総署は(他)部門との連携を通じて、国内の某電子商取引プラットフォームを利用した自動車用潤滑油の模倣品販売事件において、侵害の手掛りを鋭敏に発見し、杭州、寧波、広州、黃埔、天津などの税関を速やかに召集し特別対策グループを組織し、輸入模倣潤滑油の特別取締りを実施し、差し押さえた模倣潤滑油は 80 トンで、金額にして約 950 万元であった。さらに税関が新たに掴んだ事件の手掛りを公安機関に通報し、公安機関は税関の支援、協力の下で、5 か所の倉庫・拠点を壊滅させ、11 名の犯罪被疑者を逮捕し、模倣潤滑油 11 万缶を押収した。

——**案件情報の公開を強化した。**違法企業の情報公開を強化し、通年で税関のポータルサイト及び「信用中国」という政府のウェブサイトで開催した知的財産権侵害行政罰案件の情報は累計 1,900 件であった。知的財産権侵害に対する行政罰と企業信用管理業務を連携させ、侵害品の輸出入により処罰を受けた企業は、法により信用格付けを引き下げた。アモイ税関は知的財産権関係法令の順守状況を自由貿易試験区企業利便措置評価基準体系に組み込み、侵害行為の一票否決制を採用し、企業の法令順守意識の向上を図った。

三. 法執行連携

税関は国の知的財産権保護体系を構成する重要な一部として、国の知的財産権保護の全体の仕組みに積極的に参加し、警察、商標、専利などの主管部門及び地方政府との連携を重視し、地域における税関の知的財産権連携法執行を大いに推進し、全方位的な知的財産権保護体系を構築した。

——**「二法連動」業務を真摯に実施した。**全国侵害・模倣摘発プラットフォームの構築に参加し、警察機関との刑事法執行連携を強化し、全国で半数以上の直属税関が地方の「二法連動」プラットフォームとの連携を実現した。通年で全国税関が警察機関に通報した犯罪被疑事件の手掛りは 200 件を超えた。南京税関は江蘇省公安厅に有名ブランド眼鏡の侵害・模倣品輸出事件の手掛りを通報し、侵害品 6,345 本を差し押さえ、警察機関は手掛りに基づき犯罪被疑者を逮捕した。黃埔税関は安徽省蚌埠市の警察機関と連携し、カジ

カジュアルシューズ侵害品の超大規模販売輸出事件を摘発し、カジュアルシューズ侵害品 3 万 7,050 足を差し押さえ、同事件は公安部の部レベル監督処分特別案件に指定された。上海税関は「ブランド蝴蝶の BUTTERFLY 及び図形」、「SINGER」商標権を侵害した模倣ミシンに係る一連の事件を摘発し、警察機関に移送し、当事者に 1 年 6 か月の懲役、責任組織及び責任者に罰金 12 万元の支払いを命じる判決が下された。

——**国内のその他法執行部門との協力を深化した。**全国税関は税関総署と工商行政管理総局との商標権法執行分野における協力合意を真摯に実行し、原産地表示の行政保護に関する法執行連携体制の構築を模索した。広東分署と広東省知識産権局は法執行協力覚書を締結し、専利法執行部門は税関のために簡易鑑定制度を試行的に実施した。江門税関と江門市中級人民法院、公安局、工商局、知識産権局は共同署名で「知的財産情報共有協力体制の構築に関する意見」を発表した。深セン税関は「深セン市国家知的財産モデル都市建設業務計画」の起草に参加した。南京税関は江蘇省対外経済貿易合作庁、江蘇省輸出入商会と共同で、江蘇省が 2014～2016 年に重点的に育成し成長を遂げた 315 社の国際的有名ブランド企業の発展状況及びブランド製品の輸出状況などについて、区域別にアンケート調査及び実地調査を実施した。

——**知的財産に関する地域の税関の法執行連携体制を構築した。**北京、天津、石家荘税関は京津冀（北京市、天津市、河北省）税関知的財産行政法執行連携会議を開催し、「京津冀税関の知的財産権保護・法執行協力の強化に関する意見」を共同署名で発表し、知的財産行政法執行連携体制を構築した。上海、南京、杭州、寧波税関は地域の税関の知的財産に関する立体式の法執行ネットワークを構築した。東北、珠江デルタ、海峡西岸（台湾の対岸に位置する福建省を中心とした沿岸都市群をいう——訳注）などの地域の税関は地域の通関一体化改革を契機とし、情報の交流、情報の共有、事件の調査協力を強化し、侵害・模倣品の流出入の防止に注力した。2016 年 8 月に、青島、北京税関は情報交換、法執行協力を通じて、通関一体化の枠組みの下で法執行連携体制を採用し、首都空港で威海市の某権利者が専利権を有する繊維強化プラスチック製釣り竿の侵害品 250 本の押収に成功した。

四. 体制の刷新

税関総署及び各直属税関は制度の構築に全力を尽くし、体制を刷新し、法執行を厳格に規範化し、科学技術の支援を強化し、知的財産権税関保護業務の基盤をさらに強化した。

——**知的財産権税関保護のトップデザインを作り上げた。**税関総署の知的財産強国の建設を徹底して実施するための若干の意見に関する業務案を制定し、業務目標、重点任務、業務要求事項などから具体的に手配し、知的財産強国の建設を確実に推進し、知的財産権税関保護を強化し、「第13次五か年」期間の知的財産権税関保護の方針及び措置を策定し、企業が自主イノベーションを実施し、国際競争に参加するための優れた公共サービスを提供した。

——**法執行規範化制度を構築、整備した。**知的財産権税関保護行政罰案件の処罰の幅に係る基準を公布し、知的財産権侵害案件の被害額の計算及び行政罰の幅を明確にし、行政裁量権をさらに規制した。知的財産権税関保護業務の作業プロセスを細分化し、全国税関の知的財産権保護・法執行の規範化及び標準化を効果的に推進した。自由貿易試験区の知的財産権税関保護に関する問題を積極的に検討、解決した。

——**知的財産権保護に関する新措置を模索した。**拱北税関は横琴新区管理委員会、横琴国際知的財産権取引センターと共同で「知的財産『易保護』簡便担保協力規定」を制定し、知的財産の「易保護（保護が容易な）」モデルを模索し、広東省政府により中国（広東）自由貿易試験区第2期複製可能、普及可能な改革刷新成果に認定された。アモイ税関は工商、法院、警察、検察、仲裁委員会及び自由貿易試験区管理委員会と「中国（福建）自由貿易試験区アモイ分区知的財産権保護協力体制の構築に関する意見」を共同署名で発表し、自由貿易試験区の多方面が協力する知的財産権保護体制を構築した。

——**科学技術の支援を強化した。**「科技強関」（科学技術で強い税関を作り上げる）理念を絶えず深化し、革新的な科学技術の応用を知的財産権侵害に対する法執行の全過程に組み入れ、知的財産権税関保護システムの改造・高度化を図り、案件処理の全過程のペーパーレス化及びプロセスのトレーサビリティを実現した。税関の管理監督現場で「知的財産権税関保護移動検索」システムの使用を普及させ、現場職員が商品の知的財産権侵害の状況を即座に確認できるようにした。

五. 企業のサポート

企業への優れた知的財産サービスの提供を、税関の職能転換、行政簡素化と権限委譲を進める上での重要なポイントとした。自主イノベーション型企業のサポートを継続的に強化し、サプライサイド構造改革を後押しし、中国の「製造大国から創造強国への転換、中国製品から中国ブランドへの転換」という全体目標の実現を推進した。

——**知的財産に強い企業を積極的に育成した。**「知的財産に強い輸出型企業育成計画」を検討し、知的財産権保護直通車（知的財産の保護が特に必要な企業を重点企業として登録し、行政がこれらの企業の知的財産権侵害に係る問題を優先的に処理する体制をいう——訳注）、企業の知的財産戦略計画の指導、輸出入簡易通関、地方政府の関連優遇措置などの一連の制度に関する提案を行った。税関と管轄区内企業の知的財産権保護担当者制度を継続的に普及させ、企業の自主イノベーションの実施、経営方式の転換などに関するカスタマイズサービスを提供した。拱北税関は格力電器股份有限公司、中山長虹電器有限公司などの管轄区内の16社の重点自主的知的財産権企業と知的財産権税関保護の強化に関する協力覚書を締結し、重点指導制度、状況通報制度などの多くの制度を構築、整備し、税関及び管轄区内の自主的知的財産権企業との相互連携・交流のための重要なプラットフォームを構築した。青島税関は12社の企業と「ワンツールワン（one to one）」サービス体制を構築し、優れたブランド企業に知的財産政策の宣伝・説明、侵害案件情報の通報、企業の意見や助言の聞き取りなどのサービス措置を講じた。石家荘、瀋陽、ハルビン、武漢、成都、重慶、海口、福州、合肥などの税関は知的財産企業の主管地税関としての職能を十分に発揮し、管轄区内の自主的知的財産の保護を強化し、企業に個性化された指導とサポートを提供した。

——**企業の権利保護コストを軽減した。**知的財産権税関保護権利事前登録申請の全過程ペーパーレス化を実現した。通年で新たに増加した各種知的財産権事前登録は8,844件で、同期比で55%増加した。事前登録費用徴収一時停止政策を全面的に実施し、通年で企業のために約710万円の費用を節約した。国内の自主的知的財産企業が税関で事前登録を行うよう積極的に指導し、企業による知的財産権税関保護の利用を奨励した。2016年末時点で、税関総署で事前登録を行った中国企業の知的財産は2万7,873件に達し、有効な事前登録全体の52.51%を占めた。

——**知的財産状況事前確認制度を広く普及させた。**アモイ、南京、広州、拱北、汕頭、江門、黃埔、天津、北京などの税関は企業が注文書の知的財産の状態を事前に確認することを積極的に支援し、情報の非対称性を原因とする企業の侵害を防止し、輸出入企業の迅速な通関を保障した。湛江税関は管轄区内企業のために「global」、「home touch」などの10種類余りの商標の事前確認を支援したが、これに係る輸出商品は10ロット余りで、これらの商標を付した商品の輸出は企業に直接100万元以上の収入をもたらした。

——**産業組織の自律的管理を推進した。**税関総署は中国機電製品輸出入商會を指導して電動立ち乗り二輪車分會を設置させ、中国反侵權假冒創新戰略聯盟（CAASA）とともに産業の自主規制と規範的管理をさらに強化し、管理及びサービスの対象を単体の企業から産業に轉換し、産業の健全な發展を推進した。拱北税関は中国中山（照明器具）知的財産權迅速權利保護センターと提携契約を締結し、税関と中山（照明器具）知的財産權迅速權利保護センターとの協力体制を構築し、税関知的財産權保護業務室を開設し、「窓口での受理—バックグラウンドでのサービス」という業務モデルを刷新・運用し、「迅速權利保護センター」を通じて税関サービスを産業の最前線まで拡大し、国内市場の70%及び海外市場の40%を占める照明器具製品に知的財産權税関保護サービスを提供した。

——**税関と企業の協力に関する新モデルを模索した。**郵政部門と伝統的な調査協力体制を構築した上で、杭州税関は税関総署の委任を受け、阿里巴巴集團（アリババグループ）と協力覚書を締結し、電子商取引プラットフォームのビッグデータを利用して侵害郵便物の出所を追跡し、プラットフォームでの模倣品の販売元を特定し、インターネット上の侵害行為の取締りを共同で実施した。覚書の締結以来、同税関が阿里巴巴集團に通報した知的財産權侵害の手掛りは5ロット、関係する郵便物は1,737点で、阿里巴巴集團がその中から事実を確認し、閉鎖した侵害店舗は35店舗であった。アモイ税関は某貿易綜合サービス企業が起こした複数の侵害案件を摘発した後、自発的に企業責任者と面談し、同企業が輸出入段階で負うべき侵害時の法的責任を分析し、同企業のリスク制御体系の構築を支援し、輸出入を代行した商品の侵害リスクの徹底調査を実施し、企業が正しい経営を行うよう指導し、企業から「企業を誠実にサポートし、厳格な検査により發展を促進した」との感謝及び稱賛を受けた。広州税関はコンベンション業務を担当する商務部門及び省・市の国際貿易促進委員會との協力を強化し、「広州交易会」会場に自発的に駐在して業務を実施し、知的財産權關係法律及び政策を宣伝し、企業が巻き込まれた国際的な知的財産に係る紛争の解決に協力し、企業による海外市場の開拓をサポートした。

六. 国際協力

2016年に、中国税関は中国・欧州首脳會議、中国・ロシア首相定期會合、米中戰略經濟對話などの体制の下で知的財産權税関保護に関する国際協力を積極的に推進し、国の外交の大局をサポートする税関の役割が日増しに顕著になり、国際協力の次元・レベル及びステージが絶えず向上し、知的財産權税関保護の国際的な影響力が絶えず強化された。

——**国境横断的な法執行を実施した。**2016年に、中国税関は米国税関と自動車部品、薬品などの生命の安全・健康を脅かす重点商品に対して、2度の共同キャンペーン活動を実施した。越境電子商取引分野の侵害が多発する状況を受け、ロシア税関と郵便・速達便ルート共同キャンペーンを実施した。上海、黄浦、青島などの複数の税関を国際刑事警察機構（ICPO）、世界税関機構（WCO）が実施する地域的共同キャンペーンに参加させた。広東省の税関はマカオ・香港税関との知的財産権侵害案件をめぐる情報交換、リスク分析・相互協力、共同法執行キャンペーンなど、法執行に関する相互協力プロジェクトの内容をさらに充実させた。広州税関は韓国税関と協力し、初めて権利者による通報をもとに、海外に返送される侵害被疑郵便物を差し押さえた。

——**世界的な取組みに積極的に参加した。**多国間の枠組みの下で知的財産権保護に関する国際ルールを検討、制定し、侵害・模倣摘発法執行キャンペーンを計画、推進し、認証を受けた知的財産の専門家の代表を世界税関機構（WCO）に派遣して世界的なプロジェクトに参加させた。各国の在中国大使館の税関職員と緊密な連絡体制を構築し、さまざまな形式の交流活動を開催し、知的財産権税関保護国際協力交流座談会を特別に開催し、EU、ドイツ、英国、イタリア、ロシア、日本、韓国などの国、地域の中国駐在の税関職員、商務官及び日本貿易振興機構（JETRO）、欧州連合商工会議所などの代表が参加した。アフリカの税関職員のために知的財産権法執行研修を3期実施し、研修に参加したアフリカの税関職員は延べ105名で、中国税関の知的財産権保護の影響力と発言権をさらに向上させた。

——**国際的な税関協力を掘り下げ、範囲を拡大した。**知的財産権税関保護に関する国際協力を米中戦略経済対話、米中合同商業貿易委員会、中国・欧州首脳会議、中国・ロシア首相定期会合などの体制に組み込み、絶えずレベルアップを図った。中国・欧州、中国・ロシア税関知的財産協力プロジェクトが実質的進展を遂げた。日中韓3か国税関知的財産権保護「フェイクゼロ」計画を修正し、実施した。国の「一带一路」（**一带＝陸路：シルクロード経済帯、一路＝海路：21世紀海上シルクロード**——訳注）発展戦略を実施し、アフリカ、アラブ諸国、ラテンアメリカなどの国の税関に対して協力イニシアティブを提起した。

七. 対外的な宣伝

2016年に、中国税関は「片手は法執行に取り組み、もう片手では宣伝に取り組み」こ

とを継続的に堅持し、取締を絶えず強化し、法執行の抑止力を高めるとともに、宣伝教育を通じて、社会全体の知的財産権保護の意識を高め、大衆が「知的財産を尊重する」及び「法律を順守すれば便利になる」という理念を確立するよう導くことを重視した。

——**宣伝形式を刷新した。**各地の税関は微信（WeChat）による配信、短時間動画の撮影などのニューメディアプラットフォームの利用を積極的に模索し、知的財産の宣伝の時代性と的確性を高めた。上海税関は知的財産権税関保護をテーマとするショートムービー「爆買の『国際的なスーパースター』が税関に引っかかる」を製作し、税関総署の公式微信プラットフォームである「税関発布」から配信し、大きな反響を呼んだ。拱北税関は「拱関青年」、「天天微校」などの微信プラットフォームを活用し、「知的財産権税関保護・成語新解」、「鑑系列」などの知的財産権税関保護に関するコンテンツを4期制作、配信し、その内容は生き生きとして、通俗的で分かりやすく、税関の「ポジティブエネルギー」を宣伝した。寧波税関は「阿拉甬関」という微信パブリックアカウントを宣伝用メディアとして利用し、多くの形式の宣伝を実施し、ここ数年の寧波税関による知的財産権侵害摘発の成果を紹介し、税関の知的財産権保護に関する政策法規及び特色ある業務を宣伝した。

——**宣伝拠点を建設した。**青島税関は「中国税関知的財産権保護展示センター（青島）」を建設し、一般開放をしている。杭州税関は管轄区内に設立した各税関知的財産権保護展示ホールの宣伝効果を十分に発揮させ、管轄区内の企業、事業主を積極的に現場見学に招待した。通年で受け入れた各種見学団体は延べ110団体、6,000名余りで、ASEAN諸国から「一带一路」建設に参加している各国の高級官僚、在上海米国総領事館の商務官、中国共産党中央宣伝部全国「核心的価値を育成し、誠実な社会を構築する」現場会議の代表、中国公共外交協会代表団など、いずれの団体からも賞賛を受けた。

——**宣伝を強化した。**税関総署及び各地の税関は「4.26」知的財産宣伝ウィークや「8.8」税関法制宣伝デー、「12.4」憲法の日などの重要な節目となるイベントに合わせ、さまざまな形式で、バラエティーに富んだ知的財産権税関保護宣伝活動を集中的に実施した。一部の税関は「誠信興商宣伝月」、「税関知的財産サービスデー」、「知的財産権保護国境行」などの特別宣伝活動を実施し、良好な社会的効果を上げた。福州、アモイ、昆明などの税関は侵害品を公開処分し、侵害・模倣の一般大衆に対する危害を宣伝した。上海、南京、杭州、広州、深セン、黄埔などの税関はマスコミを通じて案件により法律を説明し、

企業が法律を順守した経営を行い、知的財産を尊重するよう教育した。各地の税関は日常の法執行において各種メディアを活用し、知的財産権保護の宣伝教育を実施し、通関窓口に法律相談カウンターを設置し、知的財産権税関保護に関する法律政策、法執行の動向及び典型的事例を宣伝した。税関の 12360 サービスプラットフォームを通じて、税関の知的財産権保護に関する基礎知識を普及させ、注目度が高く難解な問題に回答し、各界の意見や助言を受け入れた。メディアとの常態的な連絡体制の構築や典型的事例の速やかな公開などの措置により、知的財産権保護の良好な社会環境を醸成した。

終わりに

2017 年は「第 13 次五か年」計画の実施における重要な 1 年であり、サプライサイド構造改革の推進を深化させる 1 年である。全国税関は「五位一体」の全体的配置及び「四つの全面」の戦略的配置に従い、安定の中で前進を求めるという業務の総基調を堅持し、新発展理念をしっかりと確立し、徹底して実施し、サプライサイド構造改革の推進を基本路線とすることを堅持し、「四好（国境を適切に守り、サービスを適切に提供し、リスクを適切に防ぎ、組織を適切に率いるという税関に対する 4 つの要求事項をいう——訳注）」という全体要求を実践し、積極的に税関の知的財産権保護業務を国の発展の大局に組み入れ、税関の輸出入段階における知的財産権保護の職能を十分に発揮し、能力向上をより重視し、企業の育成をより重視し、法による取締りをより重視し、国際協力をより重視し、権利侵害の摘発とイノベーション促進との結合をより重視し、国のイノベーション主導型発展戦略と知的財産強国戦略のさらなる実施に向けてあるべき貢献を果たす。

出所：

2017 年 4 月 20 日付け中華人民共和国海関総署ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.customs.gov.cn/publish/porta10/tab49564/info846639.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。